

就業期限の設定に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日野市シルバー人材センター就業規約第2条第1項の規定に基づき、より多くの会員に就業の機会を均等に提供するために、就業期限の設定について必要な事項を定めるものである。

(就業期限)

第2条 就業期限は、発注者との契約に従い、契約期間内とする。ただし、発注者との契約更新により自動的に就業を継続する場合でも、就業期限は、通算3年を限度として就業会員ごとに定める。

2 就業期限を設定するときは、当該会員に対して就業期限確認書を交付するものとする。

(就業の中止)

第3条 就業会員が業務上適性を欠くに至ったときは、就業期限前であっても、その業務の就業を中止する。就業を中止しようとするときは、就業問題特別委員会の承認を得なければならない。

(就業の継続)

第4条 就業している会員が就業期限に達したときは、原則として就業の交代を行う。ただし、会員の健康状態等に支障がなく、他にその仕事の就業希望者がいないとき、その他特別の事情があるときは、就業期限の延長に関する要綱第3条の規定を適用し期間を延長することが出来る。

(就業の提供)

第5条 就業期限が到来し就業を離れた会員及び就業を中止した会員には、就業先の情報提供をするものとする。

(規程の改廃)

第6条 この要綱の改廃については、業務委員会で審議し、理事会において決定する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行し、平成26年5月1日から適用する。